

品川区生活困窮者自立支援事業（拠点型フードパントリー事業）補助金交付要綱
制定 令和4年5月6日 区長決定 要綱第238号

（目的）

第1条 この要綱は、生活困窮者の相談窓口である暮らし・しごと応援センターの年間相談件数が、増加傾向となっている現下の状況を踏まえ、まだ相談につながっていない生活困窮者が一定程度存在（地域で孤立がちな世帯）していると推察されることから、拠点型フードパントリー事業者に対して補助を行うことにより、食の支援を契機とした相談機会を拡大し生活困窮者への支援の強化を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる拠点型フードパントリー事業は、次の要件を満たすものとする。

- （1） 事業者の拠点型フードパントリー事業が、区の事業の目的、趣旨に合致するものであること。
- （2） 拠点型フードパントリー事業を行うとともに、関係機関へのつなぎや自立に向けた支援を区と連携・協力して行うものであること。
- （3） 拠点型フードパントリー事業を行う場所が区内に存すること。
- （4） 拠点型フードパントリー事業の実施回数が月2回以上であること。

（補助対象事業者）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 生活困窮者に係る相談事業またはこれに類する事業について、過去に実施した実績があること。
- （2） 拠点型フードパントリー事業を少なくとも1年以上継続できる資力があること。
- （3） 生活困窮者を相談につなげるための効果的な事業計画を作成していると認められること。

（事業継続期間）

第4条 事業者は、この要綱に基づく補助金を受け取ったときは、少なくともその年度の年度末までは事業を継続するものとし、また、その年度の年度末以後も事業を継続するよう努めなければならない。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、拠点型フードパントリー事業の拠点を整備するために事業者が負担した経費であって、別表に定めるものとする。

(補助金の交付額)

第6条 この補助金は、予算の範囲内において、別に定める額を上限として交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、拠点型フードパントリー事業を開始するまでに、補助金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(補助金交付の決定等)

第8条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否および額を決定し、補助金額交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

2 区長は前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助事業の内容を著しく変更し、または補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により、区長に申請しなければならない。

2 区長は前項の規定による申請を受けたときは、当該変更または中止の内容について審査し、交付対象者に対し、変更等承認(不承認)決定通知書(第4号様式)により、事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けた時を含む。)、または補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類を添えて、速やかに事業実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第11条 区長は、前条の報告があった場合において、補助事業に成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第6号様式)により事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 第8条の規定により補助金額交付決定通知書を受けた交付対象者は、区長が別に定める日までに拠点型フードパントリー立上費用補助金交付請求書(第7号様式)に第3条の規定による補助対象経費であることを証する領収書もあわせて提出し補助金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査)

第13条 第8条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、区長が補助対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または補助対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 区長は事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定その他法令に基づく命令により違反したとき。
- (3) その他事業者の責に帰すべき事由により、区長が補助金の交付決定を取り消すことを適当と認めたとき。

2 区長は前項の規定により補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該事業者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 事業者は、補助事業により取得し、または効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

2 区長は、事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合において、必要があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させるものとする。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額)

第16条 事業者は、事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または支社、支所等)であって自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合にお

いて、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第17条 この補助金の交付に当たっては、この要綱の定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は令和4年6月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

補助金交付申請書

品川区長あて

年 月 日

申請者 住 所

事業者名

氏 名

生活困窮者自立支援事業拠点型フードパントリー設置事業補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

金 円

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

補助金交付（不交付）決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった補助金交付申請について、下記のとおり
交付（不交付）することに決定しましたので通知いたします。

記

1. 交付決定

（1）補助金額 円

（2）補助に係わる条件

2. 不交付

理由：

第3号様式（第9条関係）

変更等承認申請書

品川区長あて

年 月 日

申請者 住 所

事業者名

氏 名

生活困窮者自立支援事業拠点型フードパントリー事業について、下記の理由により、変更（中止）となりましたので申請します。

記

変更（中止）内容：

変更（中止）理由：

第4号様式（第9条の2関係）

第 号
年 月 日

変更等承認（不承認）決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のありました変更等承認申請について、下記のとおり、決定しましたので通知いたします。

記

決定事項：承認（不承認）

承認（不承認）理由：

以上

事業実績報告書

1 実施概要

事業概要	
事業実績	
担当者	事業者名 氏名 電話

2 対象経費支出額

経費	支出額	経費内訳
計	円	

第6号様式（11条関係）

第 号
年 月 日

補助金額確定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった実績報告書について、下記のとおり補助金額が確定いたしましたので通知いたします。

記

1. 確定額

(1) 補助金額 円

(2) 交付方法 指定口座への振込

(3) 請求方法 請求書（第7号様式）により請求してください。

第7号様式（第12条関係）

拠点型フードパントリー立上費用補助金交付請求書

品川区長あて

年 月 日

住 所

事業者名

氏 名

印

品川区生活困窮者自立支援事業（拠点型フードパントリー事業）補助金要綱に基づき、年 月 日第 号により交付決定を受けた上記金額を交付願いたく
請求いたします。

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

添付書類：